発展を目指す企業家のための経営指南役

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

No. 869

平成28年7月4日 (月曜日)

発 行)株 式 会 社 ノ ー ス ア イ ラ ン ド東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人 事

人手不足 経営に影響70%、職場に影響90% 人手不足職場を敬遠、転職志向が約25%

景気の緩やかな回復基調を背景に有効求人倍率が24年ぶりの高水準に達し、また、完全失業率が18年ぶりの水準に低下するなか、人材(人手)不足が顕在化している。労働政策研究・研修機構は、企業とそこで働く労働者の二者対象に同時アンケートを実施した。調査結果の概要は、人材(人手)不足の企業の7割超が、今後一層の深刻化や慢性的な継続を予想し、職場の人手不足を感じている労働者の約4人に1人が転職等を志向しているという対照構図も明らかになっている。労使にとって人材(人手)不足問題は、70%が経営に影響を及ぼす、また、90%超が社員の人間関係等の職場環境へも悪影響を及ぼすと答えている。

人材(人手)不足を生じている企業(全体の52.1%)のうち、経営に深刻または一定の影響を及ぼしている割合は66.2%。具体的な内容は(複数回答)、「需要増加に対応できない」(45.4%)や「技術・ノウハウの着実な伝承が困難になっている」(41.5%)、「募集賃金の上昇や既存人材の処遇改善、時間外労働の増大等で人件費増加」(36.6%)等が目立つ。 労働者調査で人手不足感を持つ労働者(全体の50.9%)のうち、24.4%が転職等を志向している。さらに人手不足の企業では正社員の定着率が低く、入職率と離職率を合わせた人材移動率も高くなっている。これが常態化すると、就業環境の悪化と離職の連鎖を招く恐れがある。

税務会計

全体の納税者救済・勝訴割合は8.2% 異議申立ての救済割合は減少の8.4%

国税庁・国税不服審判所が公表した異議申立てや審査請求、訴訟の概要によると、今年3月までの1年間(2015年度)の不服申立て・税務訴訟等を通しての納税者救済・勝訴割合は8.2%となった。

税務署への異議申立ての発生件数は、前年度から 15.8%増の3191件となった。処理件数3,200件のう ち、「一部取消」は212件、「全部取消」は58件で、 納税者の主張が一部でも認められたのは計270件と なり、処理件数全体に占める割合(救済割合)は前 年度を0.9ポイント下回る8.4%だった。

また、税務署の処分(異議決定)を不服とする国税不服審判所への審査請求の発生件数は、過去最低だった前年度と比べ3.3%と微増の2,098件。処理件数2,311件のうち、「一部取消」は147件、「全部取消」は37件で、納税者の主張が何らかの形で認められた救済割合は同横ばいの8.0%となった。

一方、裁判での訴訟となった発生件数は前年度を 2.5%下回る231件だった。終結件数262件のうち、 「国の一部敗訴」は3件、「同全部敗訴」は19件で、 国側の敗訴(納税者勝訴)割合は同1.6ポイント増 の8.4%となっている。

このような納税者救済・勝訴割合は、あくまでも 結果論だが、全体でみると、2015年度中に異議申立 て・審査請求・訴訟を通して納税者の主張が一部で も認められたのは、処理・訴訟の終結件数の合計 5,773件のうち476件で、その割合は前年に比べ0.4 ポイント減の8.2%となった。

今週のキーワード

企業側と 労働者側人手不足の 現状と対策 調査対象は民間信用調査機関が所有する企業データベースを母集団に、全国(農林漁業、鉱業、公務を除く)における、従業員規模30人以上の企業12,000社を、産業・規模別に無作為抽出した。人手不足対策で特筆されるのは、企業及び労働者調査の双方で「教育訓練・能力開発の強化」が重要との回答が約9割あった。「従業員の(職種変更を伴う)配置転換」についても「検討する」企業が7割を超えた。「省力化投資(機械化、自動化、IT化等)を行うこと」(47.2%)なども急がれる。